

個別計画集

個別計画集

目次

I	栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画	I -1
II	栗東市水防計画	II -1

I 栗東市南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的及び基本方針

南海トラフ沿いの巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本計画は、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の基本方針

本計画は、南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生に対して、市民一人一人が行う「自助」や地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進するとともに、市や防災関係機関が行う「公助」と連携・協働を図るため、市民、地域、市及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

本計画に記載のない南海トラフ地震に係る地震防災対策については、栗東市地域防災計画に基づき実施する。

なお、本計画は、南海トラフ地震の特質を考慮し、次の点に留意する。

1 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部によると、南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されているため、計画的かつ早急な事前防災対策を図る。

2 地域防災力の向上

南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生直後は国や他府県からの支援が困難であることが想定されるため、「自助」・「共助」による地域防災力の向上を図る。

3 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去の南海トラフ地震においては、複数の地震が数時間から数日、あるいは数年間の間隔をおいて発生していることから、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮した防災啓発、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

4 自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県においては、津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県か

らの支援が期待できないことを想定し、自立した災害対応を行うとともに、本市の被害が比較的軽微な場合は、被害の甚大な市町村への支援を行う。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、栗東市地域防災計画第1章第2節を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、南海トラフ地震による直接的被害の軽減及び的確かつ迅速な災害応急対策を実施するため、避難場所、消防用施設、緊急輸送道路、公共施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

第1 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画

南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法に基づき定められている「滋賀県地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、事業を推進する。

第2 その他

第1に定める事業以外にも、地震防災上必要と認める施設等の整備を促進する。

第2節 防災訓練

第1 防災訓練

市及び防災関係機関は、本計画の熟知と、市民及び自主防災組織との連携体制強化を目的として、南海トラフ地震に係る広域な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、防災訓練は、職員参集訓練及び本部運営訓練、要配慮者に対する避難誘導訓練、情報収集・伝達訓練等、具体的かつ実践的な内容となるように努める。

第2 公共施設における防災対策の充実

多数の者が出入りし、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を担う各公共施設において、南海トラフ地震による混乱を最小限にし、その機能を十分に果たすために、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定め、定期的に計画に基づいた訓練を行うよう努める。

第3節 地震防災上必要な防災知識の普及

市は、関係機関、自治会、自主防災組織等と協力して南海トラフ地震に関して防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

南海トラフ地震防災対策の円滑な実施を図るため、職員の研修受講等を推進することにより、必要な防災知識の普及を図る。その内容は次の事項を含むものとする。

(1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識

- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、以下の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市民一人一人に「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、印刷物の配布、インターネット等を活用し、防災知識の普及を図る。防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識であり、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生等

第3 学校教育に関する防災知識の普及

学校教育を通じての防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで発生する地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法
- (7) 学校(園)に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動

第4 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

第1に準じる。

第4節 地域防災力の向上

市は、南海トラフ地震発生により予想される広域的かつ甚大な被害に対し、市民、事業所、自治会、自主防災組織等が主体的に参加・連携して地域の総合的な防災力の向上を図るため、次の施策を推進する。

第1 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

南海トラフ地震発生により、広範囲にわたる道路の寸断、通信の障害等の同時多発的な被害が生じ、消防・救助力が十分な活動ができない状況が想定されるため、地域住民自らが防災活動を行うための自治会等を単位とした自主防災組織の育成に努める。

第2 事業所の災害対応能力の向上

事業所に対し、南海トラフ地震に関する正確な知識や日頃からの備え、地域コミュニティとしての連携、協力体制の確立についての普及啓発を行うとともに、各事業所における事業継続計画（BCP）の作成、資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策などの災害対応能力の向上のための支援を行う。

第5節 広域かつ甚大な被害への備え

南海トラフ地震が発生すると、西日本を中心に、広域的かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

市は、防災関係機関と連携して、このような被害の発生に対して、「人命を守ること」を最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物等の耐震診断、耐震改修の推進

阪神・淡路大震災においては、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準以前に設計さ

れた建築物が大きな被害を受けていることから、平成 28 年 3 月に策定した栗東市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物を中心とした建築物の耐震性の向上に向けた取り組みを推進する。

1 住宅の耐震化

地震による被害を軽減するために、市民に対して耐震診断、耐震改修の必要性の普及・啓発を行い、耐震化の促進を図る。

2 公共施設等の耐震化

庁舎、公民館、学校、病院等多数の者が利用する施設や災害時の拠点となる施設について、計画的に耐震化を実施する。

第 2 長周期地震動対策

南海トラフ地震の地震動は活断層と比較して長周期成分を多く含んでいることから、市及び関係機関は、長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての今後の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第 3 時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震では、二つの地震の同時発生のほか、数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、後発の地震に対する対策を推進する。

1 市民に対する広報

あらかじめ南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について情報を提供するとともに、地震発生後において情報不足による混乱を防止するため、速やかな災害情報の広報に努める。

2 応急危険度判定の迅速化等

最初の地震で脆弱になった建築物が、次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の必要な体制を早急に整えるための体制整備を推進する。

第 4 帰宅困難者対策

南海トラフ地震発生時は、広域かつ甚大な被害に伴い、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があることから、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援体制を整備する。

1 情報の提供

指定避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧状況に関する情報等を放送事業者等と連携するなど様々な手段により迅速に提供するよう努める。

2 帰宅困難者の支援

災害発生時にむやみに移動を開始しないことの啓発や避難所の開設、一定時間経過した後の徒歩帰宅を支援するための支援施設のネットワーク化に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生するおそれがある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、防災関係機関は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

第1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、直ちに栗東市災害対策本部及び必要に応じて栗東市現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部体制の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、栗東市災害対策本部条例、栗東市地域防災計画に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集及び初動体制

南海トラフ地震の配備体制に関しては、栗東市地域防災計画第3章第1節第2を準用する。

第4 南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

第2節 地震発生時の応急対策等

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震での応急対策については、栗東市地域防災計画第3章を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震での応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、人員等の確保に努める。

1 資機材等の調達手配

- (1) 災害応急対策に必要な物資、資機材を確保する。
- (2) 応急救護及び被災者救護活動のために、県に対して必要な物資の供給を要請する。

2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 栗東市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備に努める。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震での迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため行う他機関に対する応援要請は、栗東市地域防災計画第3章第2節第4を準用する。

第3節 支援・受援体制の整備

市は、南海トラフ地震が発生した場合は、国や他地域等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応の実施に努める。

また、市の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他地域への支援に努める。

第1 広域防災体制の確立

1 交通状況の情報の共有化

発災後の救急輸送手段を確保するため、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、国及び県と通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

2 輸送戦略の検討

国及び県と道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

3 防災活動拠点のネットワーク化

医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、国、県及び関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

第２ 遠隔市町村との連携

南海トラフ地震が発生した際に、同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携について、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に規定する近畿ブロック以外の地域と体制整備を図る。

第３ 被災地への人的支援

あらかじめ保健師、建築、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握し、災害時における応援協定や全国市長会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第４ 広域避難対策

１ 広域避難者の受入れ体制の整備

市域における被害が軽微な場合に、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行うため、県と連携して支援体制の構築を図る。

２ 広域避難者への対応

県、他市町村、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について対応する。

Ⅱ 栗東市水防計画

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である栗東市が、同法第 33 条 1 項の規定に基づき、栗東市の地域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防事務の処理

水防管理者（市長）は、水防法第 11 条及び 16 条による水防予警報の通知を県知事から受けたときは、その洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3. 水防本部の設置

水防管理者は、市内に於いて、水防が十分行えるよう水防本部を設置し、本部の事務局を建設部土木管理課に設置するものとする。

但し、災害警戒本部が開設された場合は、栗東市地域防災計画の定めるところによる。

栗東市水防本部組織

水防本部長	—	水防副本部長	—	以下、各班は栗東市災害対策本部職員
（市長）		（副市長、教育長）		動員計画系統図による

4. 水防体制及び活動

1) 水防体制

水防活動に関する気象予報通知があった時、または災害の発生が予想される時、水防本部を設置するとともに、水防警戒体制に入るものとする。

2) 水防本部の非常配備（水防警戒体制）

気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および水防管理者が必要と認めるときは、栗東市災害警戒本部設置前の体制として、おおむね以下の基準により、非常配備をおこなうとともに、気象、水防等の情報収集およびその通報をおこない災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあつては、災害警戒本部を設置し、対処するものとする。

① 河川等の巡視

水防管理者、中消防署長、消防団長は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると思われる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。

② 警戒 1 号体制

イ. 配備時期

次の注意報の 1 以上が本市に発せられたとき、または水防管理者が必要と認めるとき。

A 大雨注意報

B 洪水注意報

ロ. 配備内容

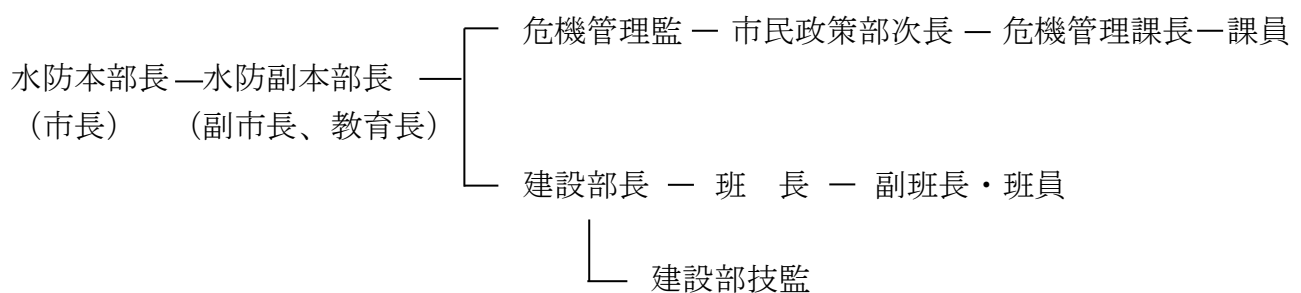
水防関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

A 市民政策部職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 水防管理者が別に指示する部等の職員若干名

二. 配備及び指揮系統



③ 警戒 2 号体制

イ. 配備時期

次の警報の 1 以上が本市に発せられたとき

A 大雨警報

B 洪水警報

ロ. 配備内容

水防関係部課の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

ハ. 配備人員の基準

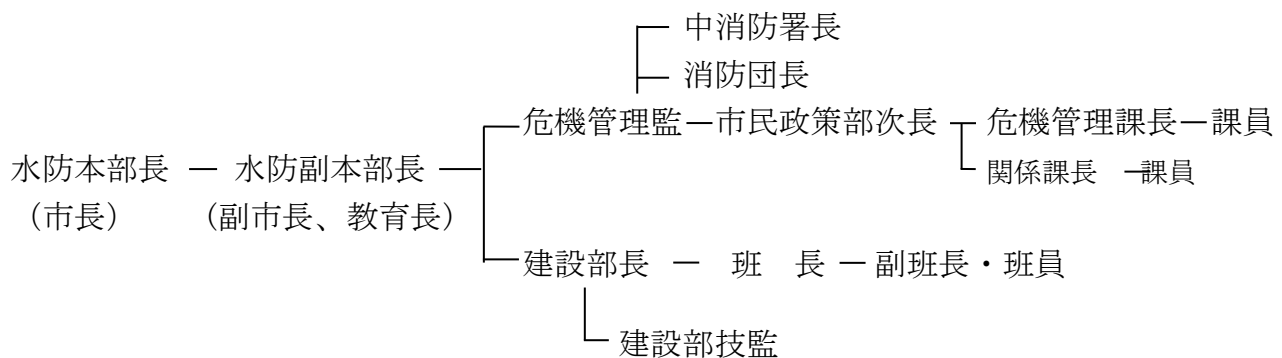
A 市民政策部職員若干名・建設部職員 1/5 程度

B 教育委員会総務課職員若干名

C 水防管理者が別に指示する部等の職員

D 消防職員、消防団員若干名

二. 配備及び指揮系統



④ 栗東市災害警戒本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

⑤ 栗東市災害対策本部の設置

栗東市地域防災計画に準ずるものとする。

3) 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条及び 16 条の規定による水防予警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

① 分団の水防受け持ち区域を次の通り定める。

栗東市消防団

団 長 奥 村 堅 治

副団長 中 村 泰 弘

〃 山 口 秀 和

	分 団 長	副 分 団 長
第1分団	千 代 善 一	山 脇 久 志
第2分団	中 村 靖 宏	宮 城 源
第3分団	清 水 平治郎	中 井 隆
第4分団	阿 部 淳 司	小 林 孝 行

河 川 名	担当分団	人 員	集合場所	水防資材
金勝川（上流）、細川、美之郷川、雨丸川、穴口川、走井川、トレセン防災ダム	第 1 分団	2 0 人	御園1926 詰 所 (558-2919)	防災倉庫内 (中消防署出張所)
野洲川左岸、中ノ井川（上流）、葉山川右岸（上流）、六地藏沈砂池の調整	第 2 分団	1 7 人	高野203-7 詰 所 (553-1196)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
葉山川右岸（下流）、瀏ヶ上川、百々川、中ノ井川（下流）、石原川、十里川	第 3 分団	1 6 人	糺五丁目8-24 詰 所 (552-3582)	防災倉庫内 (分団詰所敷地内)
金勝川（下流）、山田川、草津川（右岸）、葉山川（左岸）、葉山川左岸（下流）、伊佐々川、里川、岩屋川	第 4 分団	1 8 人	栗東市役所内 詰 所 (551-0420)	防災倉庫内 (市役所内)

団長は、必要に応じ、分団の水防区域を変更し、その分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

4) 居住者の（地元民）の活動（水防法第 24 条）

水防機関の要員のみで、水防防衛困難のときは、次の基準により、その区域に居住するものをして水防に従事させる。

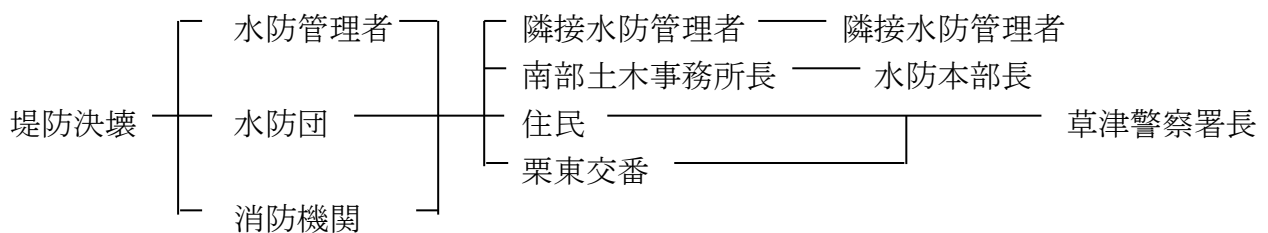
- ① 水防法第 20 条「第 3 信号」（滋賀県水防信号規則(昭和 24 年滋賀県規則第 70 号)）により、居住者は、水防器具を持って出動する。
- ② 18 才以上 50 才以下の身体強健なもの。

5) 避難および救助

- ① 河川の氾濫等により人的危険が切迫したとき、水防本部長は必要と認められる区域内の居住者に対して避難を命ずる。
- ② 避難命令は、サイレン・警鐘・広報車・電話・口頭伝達等で最も迅速確実な方法で伝達する。
- ③ 誘導員は、混乱した避難民を鎮静し、安全かつ迅速に避難させる責任を負う。
- ④ 財産保護は人命救助後において状況の許す限り最善の方法を講ずるものとする。

6) 決壊等の通報

- ① 水防法第 25 条に基づき堤防等が決壊した場合は、水防管理者または水防団および消防機関の長は、直ちにその旨南部土木事務所、草津警察署および氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するものとする。
- ② この通報を受けた南部土木事務所長は、県水防本部に通報するものとする。
- ③ ①の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨通知するものとする。



7) 避難のための立退

- ① 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、県知事またはその命を受けた県の職員若しくは水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対しラジオ・信号、あるいは広報網その他の方法により立退またはその準備を指示する。

② 水防管理者が指示する場合は、草津警察署長にその旨を通知しなければならない。

8) 水防管理団体相互の協力・応援

- ① 同一河川沿いの水防管理団体は、増水の際、自己の管内の量水標水位に達した時は、直ちに直下流および対岸の水防管理団体にその水位を急報するものとする。
- ② 「はん濫注意水位」に達したときおよび「はん濫危険水位」に達したときならびに「はん濫注意水位」、「水防団待機水位」から減水したときも同じとする。
- ③ 隣接する水防管理団体は、協力・応援等水防事故に関し、あらかじめ相互協定をしておくものとする。

9) 自衛隊の派遣要請

- ① 市長が自衛隊の派遣を必要とする場合は、下の事項を明らかにして知事に要請する。
 - イ. 災害の状況および派遣を要請する理由
 - ロ. 派遣を必要とする期間
 - ハ. 派遣を希望する人員および船舶・航空機の概数
 - ニ. 派遣を希望する区域および活動内容
 - ホ. その他参考となるべき事項
 - A 必要な資材名および数量
 - B 被害現地に至るまでの道路状況等
 - C 宿泊先の準備状況
- ② 自衛隊の派遣が決定した場合には、南部土木事務所長と協議の上自衛隊との連絡責任者ならびに現場技術責任者を定め、出動した自衛隊との連絡または現場の責任にあたりしめるとともに、その自衛隊の責任者および連絡者を確認する。

10) 水防訓練

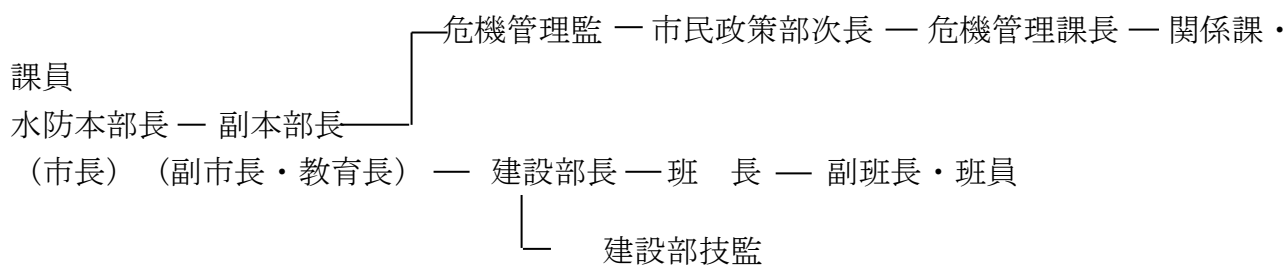
- ① 指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない。
- ② 水防訓練を実施する時は、あらかじめその日時・場所・方法等について南部土木事務所建設管理部長に連絡し指示を受け、終了後直ちにその状況を報告すること。

11) 水防管理団体の水防計画

- ① 指定水防管理団体は、毎年県の水防計画に応じて、より詳細に、より具体的にあらゆる想定し得る事態を予想した水防計画を立て、その計画書を知事対し届け出なければならない。
- ② 策定した水防計画は、草津警察署および中消防署長に通知しておくものとする。

12) 水防配備体制分担表

(水防配備警戒体制 (異常気象時交通規制) 分担表)



班 名	班 長	班 員	人 数
1 班	土木管理課長	建設部職員他	部員1/5程度
2 班	道路・河川課長	建設部職員他	部員1/5程度
3 班	国・県事業対策課長	建設部職員他	部員1/5程度
4 班	都市計画課長	建設部職員他	部員1/5程度
5 班	交通政策課長	建設部職員他	部員1/5程度

(摘 要)

1. 注意報が発令されたとき (警戒1号体制) は、原則として自宅待機とするが、いつでも参集できる体制を整えておくこと。また、班長から指示があった場合、班員はすみやかに庁舎 (2階) に参集する。
2. 警報並びに異常気象時道路交通規制が発令されたとき (警戒2号体制) は、当番班員は庁舎 (2階) に参集する。(ただし、班長の指示により自宅待機をする場合がある。)
3. 平日に発令された場合は、翌日の午前8時30分迄とし、次班に引き継ぐものとする。
4. 土・日曜日、休日の午前8時30分以降に配備については、翌日の午前8時30分迄とし、次 班に引き継ぐものとする。
5. 被害の状況に応じ、建設部長が命じた場合は、順次2～3班体制とする。(体制が複 数班になる場合は、その日の当番班とそのひとつ前の班からとする。ただし、前の班が 連続となる場合はそのもうひとつ前の班とする。)
6. 班長又は副班長は、資料 (水位・雨量・被災の箇所等) を整理し、建設部長並びに水防本部長へ報告するとともに、次班の班長又は副班長へ引き継ぐこと。

(備 考)

- ・本表は原則として勤務時間外とする。ただし、水防本部長が必要であると判断したときは、勤務時間内であっても各課に協力要請を行う。

降雨時点検作業箇所表

初期活動の必要な重点箇所

番号	自治会名	場 所	点検及び作業事項	参 考
安養寺・上鉤地区付近				
1	安養寺	奴寿司前道路下水路	水門の作動状況の確認	自動転倒式
2		肉の岡山前	スクリーンの清掃	
3	上 鉤	聾話学校北側水路	水門（自動）開操作 道路反対側のスクリーンの清掃	鍵（土木管理課）必要
4		聾話学校南側水路	水門の作動状況の確認	自動巻上式
5		新開川と葉山川交差部分	スクリーン2箇所の清掃	トビ2本必要
6		上 鉤 池	注意※（南部土木事務所と 上鉤自治会長協議後） ・葉山川水門閉操作 ・余水吐2箇所の放流操作	・水門のハンドル は土木管理課 ・余水吐の水門は 手動
目川・小柿・中沢地区				
7	目 川	目川小柿線と目川栗ノ木線の交差 点付近水路	堰板を操作し水を北側へ	トビ2本必要
8	小 柿	友大塚工場団地内雨水幹線	水門（自動）開操作	鍵（土木管理課）必要
9		国一小柿2号線（湖南消防北側水路）	道路下の水門（自動）開操作	自動
10	中 沢	中沢小柿線沿い雨水幹線	水門の（自動）開操作	鍵（土木管理課）必要
11		中沢団地中央幹線沿い水路	道路西側の水門開操作	電動（開け操作は必要）
大橋・蜂屋地区				
12	大 橋	国道一号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
13		国道8号ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
14		中ノ井川の洪水調整池	ポンプの稼働と冠水状況	
15	蜂 屋	大橋縦線沿い中ノ井川	道路冠水状況	冠水時バリアードで通行止
縦地区				
16	縦	J R琵琶湖線地下道（北側）	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
北中小路・美里・十里地区				
17	美 里	グラウンド東側	水門の作業状況の確認	自動転倒式
18	十 里	市道縦十里線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止
19	十 里	市道北ノロ二の坪線ずい道	ポンプの稼働と冠水状況	冠水時バリアードで通行止

平成31年4月一部改訂